

令和4年1月26日

第1回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第1回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和4年1月26日(水) 午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 協議事項
(1) 令和3年度倉吉市教育委員会表彰について…………… 1
- 5 教育長報告
- 6 報告事項
(1) 倉吉市議会12月定例会対応状況
(2) 各課報告(別紙)
- 7 その他
- 8 閉 会

【協議事項】

「令和3年度倉吉市教育委員会表彰」について

令和3年度倉吉市教育委員会表彰の被表彰者の決定について、倉吉市教育委員会表彰要綱第4条の規定により協議します。

記

- 1 令和3年度倉吉市教育委員会表彰候補者 [別冊] 一覧表のとおり
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る表彰式の開催について

新型コロナウイルス感染症に係る表彰式の開催について

1. 開催人数について
 - ・今年度は受賞者とその保護者1名、来賓での開催とし、学校長は呼ばない。
2. 視聴覚ホールの設営について
 - ・受賞者の配置は一昨年と同様とし、児童・生徒の間隔を一定にあける。
 - ・後方保護者等が座る可動式椅子をさげ、受賞者保護者分の椅子を用意する。
 - ・会場入り口を常に開放する。
 - ・視聴覚ホールの換気扇を使用し、常に換気を行う。
3. コロナ対策について
 - ・会場入口で検温を実施する。
 - ・マスク着用、手指消毒の呼びかけを行う。
 - ・表彰式当日までに海外や県外に出た場合は、入場不可とする。
 - ・受賞者及び保護者に検温を依頼する。(表彰式1週間前から)
4. 写真撮影について
 - ・集合写真は昨年と同様撮影する。
 - ・撮影時のみマスクを一時的に外し、撮影終了後すぐに着用する。
5. 中止の判断について
 - ・鳥取県版新型コロナ警報 **【警報】**が発令された場合には中止する。
6. 中止の場合について
 - ・表彰式中止の場合はその旨を学校長宛にFAX等で連絡する。
 - ・賞状、トロフィー、図書カードは準備し各学校へ渡す。
 - ・各学校の校長先生から受賞者へ表彰状を授与。

倉吉市教育委員会表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、顕著な成績を収めた児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体に対し倉吉市教育委員会表彰（以下「表彰」という。）を行うことにより、当該成績を得るまでの努力を認め、今後のさらなる飛躍を祈念し、児童及び生徒の健全育成に資することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

- (1) 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）に在学する児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体
- (2) 本市に現に居住する児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体
- (3) その他倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた個人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、倉吉市表彰条例（昭和57年倉吉市条例第16号）、倉吉市教育振興基金事業実施要綱（平成7年3月倉吉市長決裁）又は倉吉市体育協会表彰規程（平成20年4月倉吉市体育協会理事会議決）の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としなない。

(表彰候補者の推薦)

第3条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を倉吉市教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

(被表彰者の決定)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第2条の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

(表彰)

第5条 教育委員会は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月24日から施行する。

倉吉市教育委員会表彰基準

倉吉市教育委員会表彰要綱（平成 21 年 12 月倉吉市教育委員会教育長決裁）第 4 条の規定に基づき、倉吉市教育委員会表彰の対象となる基準を次のとおり定める。

- 1 表彰の対象となる事項は、次のいずれかに該当することとする。
 - (1) 全国大会において優勝又は入賞
 - (2) 中国大会において優勝又は入賞
 - (3) 県大会又は同程度の大会において優勝又は同程度の成績
 - (4) 県の予選又は審査を経て、全国大会等の大会に出場又は審査に出品
 - (5) その他倉吉市教育委員会が適当と認めるもの

- 2 表彰の対象となる大会等は、次のいずれかに該当する大会等とする。
 - (1) 全国大会及び中国大会とは、県予選会又は審査会等で選抜され、鳥取県の代表として出場又は出品した大会等をいう。
 - (2) 県大会とは、鳥取県教育委員会又はこれに準ずる団体等が主催し、倉吉市の代表として出場又は出品した大会をいう。

- 3 表彰の対象は、毎年 4 月から翌年 3 月までの間の大会等の成績とする。

- 4 表彰に使用する団体の名称は、倉吉市を代表して出場又は出品した団体名とする。

- 5 その他特に必要のある場合は、倉吉市教育委員会で協議する。

附 則

この選考基準は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この選考基準は、平成 24 年 10 月 24 日から施行する。